

こんなにあります!

# 妊娠・出産・育児に利用できる制度

妊娠したときから、出産、育児の際に利用できる共済組合、互助会の制度についてまとめました。手続き忘れが多くなっていますので、早めの手続きをお願いします。

## ① 妊婦支援補助<互助会>

会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したときに給付されます。  
・給付額:30,000円(1回の妊娠につき)



## ② 産前産後休業期間中の掛金免除<共済組合>

本人からの申出により掛金(保険料)が免除されます。**産休開始前に申出**してください。  
また、出産日によって免除期間が変わることがありますので、**出産後にも改めて申出**するようお願いします。  
・免除期間:産前産後休業を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで

## ③ 出産費・家族出産費<共済組合>

組合員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月(85日)以上の流産・死産、母体保護法による中絶を含む)したときに支給されます。

組合員及び被扶養者が出産したとき		支給額
出産費(または家族出産費)	A	488,000円
産科医療保障制度に加入する医療機関等で出産した場合の加算	※B	12,000円
出産費附加金(または家族出産費附加金)		50,000円

※Bは死産、流産等で適用されないことがあります。

### 1 直接支払制度を利用する場合(産科医療保障制度に加入する医療機関で出産の場合)

**例1** 出産費が53万円の場合 窓口負担は、30,000円(53万円-50万円(A+B))  
共済からの給付は、出産費等 0円、出産費附加金等 50,000円です。

**例2** 出産費が47万円の場合 窓口負担は、0円 マイナスのため(47万円-50万円(A+B))  
共済からの給付は、出産費等 30,000円、出産費附加金等 50,000円です。

### 2 直接支払制度を利用しない場合(産科医療保障制度に加入する医療機関で出産の場合)

**例1** 出産費が53万円の場合 窓口負担は、530,000円  
共済からの給付は、出産費等 500,000円(A+B)、出産費附加金等 50,000円です。



## ④ 出産祝金・見舞金<互助会>

会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月(85日)以上の流産・死産、母体保護法による中絶を含む)したときに給付されます。  
・給付額:35,000円(子1人につき)

## ⑤ 出産手当金<共済組合>

組合員が出産のため勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されないときに給付されます。  
主に産前・産後休暇が適用されない場合や、出産予定日または出産以前42日の期間内に1年以上組合員であった者が退職した場合、該当になります。  
・支給額:標準報酬日額 × 2/3 × 支給対象日数(産前42日、産後56日)



## ⑥ 被扶養者の認定(保険証の手続き)<共済組合>

生まれた子どもについて被扶養者の認定を受ける場合は、**誕生日から30日以内**に所属所(学校等)を経て手続きをしてください。30日を超えてから届け出ると、誕生日ではなく所属所受理年月日からの認定となりますのでご注意ください。

## ⑦ 育児休業期間中の掛金免除<互助会>

育児休業中は、掛金の納付は免除されます。(申出書等の提出は不要です。)